

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定)について

(諮問第3070号)

<目 次>

1	報告書(案)	1
2	申請概要	17
3	審査結果	25

別添

- 接続約款変更認可申請書(写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写) (西日本)

平成27年3月24日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 東海 幹夫 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

平成27年1月27日付け諮問第3070号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 今国会に提出された、法人税率を 25.5%から 23.9%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当委員会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添2のとおりである。

接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
(税率変更: 4.3% → 3.1%)
- ・地方法人特別税
(税率変更: 67.4% → 93.5%)
- ・法人税
(税率変更: 25.5% → 23.9%)
- ・道府県民税*
- ・市町村民税*
- ・地方法人税*

※ 課税標準が法人税額であることによる税額変更

本件申請においては、法人税率等が平成26年度と同率であることを前提に接続料が算定されているが、今国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が、平成27年3月13日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議されている状況に鑑み、同法案が成立・施行し、法人税率の引き下げ等が確定した場合には、平成27年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方（案）
（平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定）

1. 総論

意 見	再 意 見	当委員会の考え方（案）
意見1 FTTHサービスの利用率向上のため、情報通信審議会答申を踏まえ、競争促進等に資する接続制度の在り方について検討すべき。	再意見1	考え方1
<p>○ 昨年12月、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」（以下「答申」といいます。）において、世界最高水準のIT社会を実現し、経済活性化と国民生活の向上を図るためのICT基盤の在り方について具体的方針が示されました。特に、加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、FTTHサービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中、主要な論点の一つとして議論が行われ、「事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という方向性が示されています。弊社共としても、低迷する利用率の向上が喫緊の課題であると考えており、事業者間の競争を通じて実現に貢献したいと考えています。</p> <p>しかしながら、このたび補正申請が行われた平成27年度の加入光ファイバに係る接続料については、前年度と比較して、東日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 東日本殿」といいます。）がシングルスター方式：+133円(+4.2%)、シェアドアクセス方式：+122円(+4.3%)、西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 西日本殿」といいます。）がシングルスター方式：+147円(+4.6%)、シエ</p>	<p>○ 今回の料金は、昨年申請し、認可された平成27年度適用料金に加算した平成25年度分の予測乖離額について、実績乖離額との差額を調整したものです。差額が発生した主な要因は、平成25年度実績における加入光ファイバの設備管理運営費は予測時と比較して低減しているものの、主要企業の自己資本利益率の上昇に伴い自己資本費用が増加したことによるものであり、接続料規則に従って適正に算定しています。</p> <p>光サービスの普及拡大にあたっては、各社の創意工夫により、ユーザに対し魅力的なサービスを提供していくことが重要です。当社は、これまで不断のコスト削減努力により、本接続料について、ここ5年間で約▲30%の低廉化を図ってきたところであり、今回本接続料が若干上昇したことをもって、「FTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という答申の方向性に逆行するといったご指摘は当たらないものと考えます。</p> <p>（NTT東西）</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料が大幅に上昇すると、メタルから光へのマイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきたFTTH市場における競争が後退し、結果としてメタル、光フ</p>	<p>○ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」（平成26年12月18日）を踏まえ、平成27年2月9日、総務大臣から情報通信審議会に対する諮問が行われ、<u>現在、同審議会において議論されている。</u></p>

意見	再意見	当委員会の考え方 (案)
<p>アドアクセス方式：+100円(+3.5%)と大幅に上昇しています。国策としてまさにこれから利用率を向上させていこうとしている FTTH サービスについて、その接続料が上昇する、という状況は答申の方向性に逆行するものです。答申の方向性に沿って利用率向上を実現するために、より競争促進、新規参入促進に資する接続制度が求められているものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ファイバ双方の利用者利便を損なう恐れがあると考えます。</p> <p>需要が減少しているドライカップ接続料が低廉化し、本来低廉化すべき光ファイバ接続料が上昇に転じるのであれば、「メタル回線のコストの在り方について報告書」(平成25年5月)において、光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合に措置の実施が適当とされた激変緩和措置が、現実に照らして不十分な措置状況になっていると考えられるため、追加の激変緩和措置の実施や、今回発生した大幅な乖離額を複数年に分けて単年度接続料への影響を緩和させる等の措置を実施し、更なるマイグレーションの促進や競争促進のために、光ファイバ接続料の継続的な低廉化を維持すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	

2. 各論

意見	再意見	当委員会の考え方 (案)
<p>意見2 本来、将来原価方式に乖離額調整制度を適用することは適当ではない。そのため、乖離額調整制度の継続可否について検討すべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 平成26年度以降の3か年の加入光ファイバ接続料に関して、NTT 東日本殿及びNTT 西日本殿(以下「NTT 東西殿」といいます。)並びに接続事業者とも需要を積極的に見積もっていることや接続事業者起因による乖離発生への恐れ等の理由から、将来原価方式において制度上認められていない乖離額調整を特例として許可していることについて、考え方として一定の理解はできます。</p> <p>一方で、平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に係る答申(平成23年3月29</p>	<p>○ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、特にIPブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性が高いこと、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を十分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式</p>	<p>○ 平成27年度の加入光ファイバ接続料への乖離額調整の実施については、平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に伴う接続約款の変更認可の際に、当審議会の考え方として、「現行接続料規則上、将来原価方式における乖離額は0と規定されており、乖離額調整制度は認められていない」という原則を示した上で、「NTT東西は、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図</p>

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
<p>日)において、「将来原価方式に恒常的な乖離額調整制度を導入することについては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から適当ではない」と示されているとおり、本来、将来原価方式に乖離額調整制度を導入することは適当ではありません。</p> <p>また、将来減価方式は貸出芯線数が増えればNTT東西殿にもメリットがある、という点も考慮に入れて考えるべきであり、先述の通り国策として光の利用率向上に取り組んでいく方向性の中、光ファイバの貸し出し方法の議論が行われる予定である現状において、NTT東西殿が積極的に貸し出しを行うインセンティブを確保するという観点も含め乖離額調整制度の継続可否を検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、昨年申請した平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の算定にあたっては、自社他社問わずに需要拡大を積極的に見積もって算定していることから、予測と実績の乖離が発生する可能性が高くなっており、その点からも、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>なお、平成26年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申においても「これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。一方で、本件申請接続料の算定期間においては、現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である。」との考え方が示されています。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ NTT東西殿の加入光ファイバについては、NTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、自らリスクを取って設備投資を行っている弊社を含む電力系事業者や、CATV事業者にも大きな影響を与えるものです。このため、光ファイバ接続料の算定にあたっては、設備に係る実際のコストを適正に反映することが重要です。将来原価方式は相当の需要増加が見込まれるサービスに適した方式であり、近年の光ファイバ需要の増加</p>	<p>っている一方で、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当」との考え方を示している。</p> <p><u>この点については、<u>昨年</u>の状況から変化が認められないことから、上記の考え方とおおり、<u>乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当</u>である。</u></p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成26年3月31日）別添2 考え方7 抜粋—</p> <p>○ 現行接続料規則上、将来原価方式における乖離額は0と規定（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第12条の2第1項）されており、乖離額調整制度は認められていない。</p> <p>これは、将来原価方式においては、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており（接続料規則第14条第2項ただし書）、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定し、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合には予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものである等の考え方に基づくものである。</p> <p>NTT東西は、今回の接続料算定に当たり、自社利用芯線数については、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、一定程度の積極的な需要の見積もりを行っており、他事業者利用芯線数について、①シングルスター方式で過去3年間の最大の純増数等を用いて需要を見込み、②シェアードアクセス方式では平成25年度における分岐端末線の利用申込数等を用いて芯線数を見込むなど、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる</p>

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
	<p>が鈍化していることを考慮すると、実績原価方式を採用するべきであると考えます。</p> <p>乖離額調整制度は、将来原価方式で算定した接続料が実績と乖離した場合にその乖離を補償するものであり、将来原価方式を採用するのであれば、設備に係る実際のコストを接続料に反映するために必要不可欠な制度であると考えます。</p> <p>（ケイ・オプティコム）</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料については、昨年度、3年間の将来原価方式で算定されると同時に、乖離額調整の適用を求める接続料規則第3条ただし書に基づく特別の許可を求める申請が行われ、「現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当ではないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である」との考え方のもと、認可されております。</p> <p>しかしながら、左記意見のとおり、本来、将来原価方式では乖離額調整制度は認められてはならず、また、恒常的な乖離額制度の導入については適当ではないとの考え方も示されております。</p> <p>今回申請された平成27年度の加入光ファイバ接続料を見ても分かるのとおり、昨今の景気動向を踏まえた報酬額の増加により、昨年度認可された接続料との間に大幅な乖離が生じております。このような報酬額の増加に伴う大幅な乖離の発生が今後も続くことが想定されるとともに、見込んだ需要の大幅な乖離（※）も想定されるため、競争事業者が、加入光ファイバ接続料の予見性を確保することが極めて困難な状況になってきて</p>	<p>範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。</p> <p>一方で、本件申請接続料の算定期間においては、現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である。</p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成24年3月29日）別添 考え方4 抜粋—</p> <p>○ 将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することについては、平成23年3月29日付当審議会答申において、「将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくもの」であることから、「現行接続料規則上、将来原価方式において乖離額調整制度は認められていない」としている。その上で、「将来原価方式に恒常的な乖離額調整制度を導入することについては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から適当」ではなく、「現時点において、将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適当であるとはいえない」との見解を示している。</p> <p>ただし、同答申において、平成23年度から平成25年度接続料に係る乖離額調整に限り、「NTT利用部門分について、フレッツ光の契約純増数が</p>

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
	<p>おります。</p> <p>このような状況は、FTTH 市場への新規参入意欲を失わせ、FTTH 市場での競争が後退する恐れがあるため、例えば、NGN 同様、算定期間 1 年間の将来原価方式での算定としたうえで特例での乖離額調整を廃止する等、競争事業者の予見性を確保し、FTTH 市場への新規参入を促すための措置の検討が必要だと考えます。</p> <p>(※) NTT 東・西が、光コラボレーションモデルにより「新たな価値を創出することで、ICT 市場の活性化を目指す」と主張しているにも関わらず、平成 27 年 2 月 27 日に認可申請された NTT 東・西の平成 27 年度事業計画におけるフレッツ光（光コラボレーションモデル含む）の純増計画は、NTT 東で 40 万契約（H26 年度見込は 30 万契約）、NTT 西で 20 万契約（H26 年度見込は 40 万契約）に留まっている（昨年度の接続料算定時の想定は、NTT 東・西ともに毎年度 50 万契約の純増）。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>年々減少する中、政府がその実現を目指している「光の道」構想を念頭に置いた一定程度の積極的な需要見積りが行われていることから、現行接続料と同様に一定程度の乖離が生じる可能性は否定できない」等の理由から、乖離額調整を特例として認めることが適当としている。</p> <p>この答申の前提となる状況に何ら変化はないことから、現時点においても将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適当ではなく、引き続き現行算定期間における乖離額調整に限り特例として認めるとの考え方をとることが適当である。</p>
<p>意見 3 加入光ファイバに係る接続料の低廉化傾向を維持するため、光ファイバとメタル回線との費用配賦方法の見直しに関する激変緩和措置を追加的に講ずるべき。</p>	<p>再意見 3</p>	<p>考え方 3</p>
<p>○ 現在の電気通信市場は、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、以下のとおり、メタル回線を用いている固定電話（NTT 東・西加入電話・ISDN、直収電話の合計）は減少を続ける一方、FTTH 契約数は依然として増加傾向が続いております。</p>	<p>○ 昨年申請した平成 26 年度以降の加入光ファイバ接続料において影響緩和措置を実施し、影響緩和額は確定しています。接続料は適切に把握した原価に基づいて算定すべきであるという原則からすれば、このような機能を跨って原価を付替えるような例外的な措置は最小限にとどめる必要があります。今回申請した平成 27 年度の加入光ファイバ接続料は、適正な原価に基づいて算定されたものであり、これ以上の追加の影響緩和措</p>	<p>○ 平成 27 年度の加入光ファイバ接続料への激変緩和措置の適用については、平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に伴う接続料の変更に際し、当審議会として、「平成 27 年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成 25 年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和</p>

意見						再意見	当委員会の考え方（案）
(単位：万契約)						置を実施すべきではないと考えます。 平成26年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申においても、「平成27年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成25年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。」との考えが示されています。 (NTT東西)	和措置を行うことは適当ではない」との考え方を示している。 この点については、 <u>昨年の状況から変化が認められないことから、上記の考え方とおおり、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。</u> ー情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成26年3月31日）別添2 考え方6 抜粋ー ○ 接続料原価は、本来、機能ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費等を基に算定することが原則とされているが（接続料規則第8条第1項）、メタル検討会報告書を踏まえた配賦方法の見直しを実施した結果、本件申請における加入光ファイバ接続料が前年よりも上昇することが見込まれたため、本件申請に当たっては、この原則の例外として、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとるため、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する激変緩和措置を講ずる申請（接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請）が本件申請に併せ行われたものである。 接続料が前年度を上回った場合に追加的な激変緩和措置を講じるべきとの意見については、例えば、平成27年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成25年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。
	H22年 3月末	H23年 3月末	H24年 3月末	H25年 3月末	H26年 3月末		
固定電話	4,241 (▲8%)	3,870 (▲9%)	3,521 (▲9%)	3,204 (▲9%)	2,941 (▲8%)		
FTTH	1,780 (+19%)	2,022 (+14%)	2,230 (+10%)	2,385 (+7%)	2,532 (+6%)		
※電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成26年度第2四半期（9月末））より ※（）内の数字は、前年同月比							
他方、我が国の経済活性化と国民生活の向上を図るため、「日本再興戦略」において、「世界最高水準のIT社会の実現」が掲げられ、情報通信審議会においても、2020年代に向けた世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展について審議が進められたところです。 このように、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、光ファイバ等の新しいサービスへの円滑な移行や世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展を実現するためには、公正な競争環境を整備し、中長期的に持続可能な設備競争を通じて、多様な事業者により超高速・低廉・強靱な通信ネットワークを構築していく必要があります。 しかしながら、需要が減少し続けるドライカップ接続料が低減化し、需要が増加する光ファイバ接続料が上昇するという「逆転現象」が起こっており、マイグレーションが進展している状況の中、移行先の1つである光ファイバ接続料が上昇してしまうと、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきたFTTH市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方の利用者利便を損なう恐れがあると考えます。 ドライカップ接続料の急激な上昇は、接続事業							

意 見	再 意 見	当委員会の考え方 (案)
<p>者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、一定の抑制措置を講ずることにより接続料の上昇を緩和することについては必要と考えますが、ドライカップ接続料が低減化しているにも関わらず、本来低廉化すべき光ファイバ接続料が上昇に転じるのであれば、「メタル回線のコストの在り方について報告書」(平成 25 年 5 月)において、光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合に措置の実施が適切とされた激変緩和措置が、現実に照らして不十分な措置状況になっていると考えられるため、追加の激変緩和措置を行い、更なるマイグレーションの促進や競争促進のために、光ファイバ接続料の継続的な低廉化を維持すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 今回申請された平成 27 年度の加入光ファイバ接続料は、平成 26 年度に認可を受けている平成 27 年度接続料に対して、平成 25 年度の乖離額の見込額と実績値の差額を乖離額調整により変更するものですが、費用に含まれる報酬等の実績値が見込額を大幅に上回った結果、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、接続料が大きく上昇しています。</p> <p>一方で、需要が減少しているドライカップ接続料は低減化しており、このままでは、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきた FTTH 市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方の利用者利便を損なう恐れがあるため、追加の激変緩和措置を行う必要があると考えます。</p> <p>具体的には、昨年度、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しによる費用影響及び平成 25 年度の乖離額の見込額を踏まえた上で激変緩和</p>		

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
<p>和措置を講じて、前年度よりも低減するように平成 27 年度接続料が算定・認可されておりますが、今回の光ファイバ接続料の上昇の主要因が、費用に含まれる報酬が大きく増加したことにより生じた乖離額の見込額と実績値との大幅な差分であり、本事象については、当時見込まれていなかったものであることから、追加の激変緩和措置を講じることによって、光ファイバ接続料の低廉化を維持すべきだと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>意見 4 光ファイバとメタル回線との費用配賦方法の見直しに関する激変緩和措置については、公正な競争環境を阻害することがないかという観点で厳正に審査すべき。</p>	再意見 4	考え方 4
<p>○ NTT東西殿の加入光ファイバについては、NTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、自らリスクを取って設備投資を行っている弊社を含む電力系事業者や、CATV事業者にも大きな影響を与えるものであり、メタル回線とは位置付けが異なるものです。</p> <p>よって、その加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。</p> <p>「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、「メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置」が講じられていますが、当該措置の合理性については十分な議論がなされていないものと考えます。メタル回線と光ファイバの両接</p>	<p>○ 「加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。」とのご意見については、当社としてもご指摘のとおりであると考えますが、加入者光ファイバからメタル回線への配賦見直し影響緩和措置については、平成 26 年度及び平成 27 年度の配賦見直し後の加入者光ファイバの料金が現行接続料を上回る水準となったことから、「メタル回線のコストの在り方について」報告書を踏まえて行っているものであり、恣意的な接続料の設定を行っているものではありません。</p> <p>なお、本報告書において、加入者光ファイバ接続料への影響緩和の可否に係る基準については、以下の通りとされています。</p> <p>・加入光ファイバ接続料への影響緩和の可否に</p>	<p>○ 平成 27 年度の加入光ファイバ接続料への激変緩和措置の適用については、平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に伴う接続約款の変更認可の際に、当審議会として、「『接続料が接続料規則に定めた方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること』（電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）第 15 条（2））を審査する中で、①激変緩和措置の規模が配賦方法の見直しの影響額の範囲内であるか否か、②平成 26 年度から平成 28 年度までの接続料を年度ごとに低廉化するよう激変緩和措置を行うことが妥当であるか否か、③平成 26 年度及び平成 27 年度の加入光ファイバ接続料が前年度と比較して上昇しているか否かについて検討され、一定の合理性があるとされたものであり、メタル回線のコストの在り方に関する検討会報告書（平成 25 年 5 月）の趣旨に鑑み、妥当なものと考えられる」との考え方を示している。</p> <p>この点については、昨年の状況から変化が認め</p>

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
<p>続料について低廉化となっているかどうか、という単なるチェックに留まることなく、当該措置がブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害することがないか、という視点にたつて厳正に審査されるべきと考えます。また、その審査内容については、審議会や接続委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>係る基準については、配賦方法の見直しの影響を受ける、平成26年度及び平成27年度の接続料申請に際して、加入光ファイバ接続料の水準を基準として考慮することが適当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入光ファイバの需要がこれまで増加傾向にあり、その接続料が低廉化してきたことを踏まえても、配賦方法の見直しの影響により、上昇する可能性もあることに鑑みれば、具体的に影響緩和の可否を判断する加入光ファイバ接続料の水準については、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合とすることが適当 ・配賦方法の見直しの影響の緩和の方法については、配賦方法の見直しは接続会計に反映されるところ、接続料算定に際しては、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとる観点から、例えば、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等により、調整を行うことが考えられる <p>(NTT東西)</p>	<p><u>られないことから、上記の考え方のとおり、妥当なものと考えられる。</u></p>
<p>意見5 光ファイバケーブルの耐用年数については、長期増分費用モデル研究会における再推計の結果を踏まえ、平成27年度から実態に合わせて見直すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 平成27年1月の「長期増分費用モデル研究会」報告書において、光ケーブルの経済的耐用年数については、最新の撤去実績に基づき推計を行った架空17.6年、地下23.7年とすることが適当であると示されました。</p> <p>平成26年3月31日付けの「平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」答申の考え方3において、「光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデル</p>	<p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に見直しを行っており、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新等が無いことから、適正な耐用年数を適用しているものと考えています。</p> <p>なお、「長期増分費用モデル研究会」報告書において示された経済的耐用年数は、長期増分費用モデルに用いることを前提としたものですが、当該値はあくまでも推計値であり、また、選択する</p>	<p>○ 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書（平成19年10月）に示されているとおり、NTT東西の電気通信事業会計の減価償却費は、<u>接続会計の減価償却費となり、ひいては接続料原価の一部を構成することになるから、「適正な原価」（法第33条第4項第2号）を捉えることが出来るものであることが必要と考える。</u></p> <p>この点、現行の「経済的耐用年数」（長期増分</p>

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
<p>における経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定することが適切」と示されていることから、加入光ファイバの光ファイバ設備に係る耐用年数（現行：架空15年、地下21年）について、平成27年度から見直すべきと考えます。</p> <p>（ワイモバイル）</p> <p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に10年から架空15年、地下21年、海底13年に見直された以降、見直しが行われておりません。</p> <p>耐用年数については、「メタル回線のコストの在り方について報告書」（平成25年5月）でも考え方が示されているとおり、接続料算定の適正化を図る等の観点から、「NTT東西の電気通信事業会計及び接続会計における減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である」とされています。</p> <p>今般、「長期増分費用モデル研究会」報告書（平成27年1月）において、光ファイバケーブルの耐用年数が、最新の撤去実績等に基づき、再推計を行なった結果、架空17.6年、地下23.7年に伸びており、光ファイバの耐用年数として当該実績を用いることが適当との考え方が示されたことから、接続料算定の適正化等を図る観点を踏まえ、光ファイバケーブルの耐用年数について実態に合わせて見直すべきです。</p> <p>これは、平成26年3月31日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申において、「光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる」との考え方にも合致するものと考</p>	<p>関数など、前提の置き方によって結果に幅が生じるものである一方、財務会計ベースの耐用年数の見直しは、企業会計の考え方に従い、使用実態等を踏まえて慎重に実施するものであることから、長期増分費用モデルにおける経済的耐用年数の見直しがあったからといって、当社としては現時点、光ファイバケーブルの耐用年数を見直す考えはありません。</p> <p>（NTT東西）</p> <p>○ 左記意見のとおり、長期増分費用モデル研究会での議論結果等を踏まえ、接続料算定の適正化等を図る観点から、光ファイバケーブルの耐用年数について実態に合わせて見直すべきです。</p> <p>（KDDI）</p>	<p><u>費用方式の接続料算定に用いる耐用年数をいう。以下同じ。）は実績データ等を用いて、一定の合理性を有する方法により推計したものであるため、それを用いない合理的な理由がない限りは、「経済的耐用年数」を利用することが適当と考える。</u></p> <p>光ファイバに係る「経済的耐用年数」については、長期増分費用モデル研究会において、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計が行われた結果、その報告書（平成27年1月）において「最新の撤去実績等に基づき推計を行った架空17.6年、地下23.7年とすることが適当である。」とされており、また、この再推計は、現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものである旨が示されている。</p> <p><u>長期増分費用モデル研究会において再推計した「経済的耐用年数」は、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計されたものであるから、これを平成27年度から直ちにNTT東西の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に用いることが適当とはいえない。</u></p>

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
<p>えます。 (KDDI)</p> <p>○ 光ファイバの耐用年数については、長期増分費用モデル研究会(以下「LRIC研究会」といいます。)でも実態を踏まえた光ファイバの見直しが行われたところ、まずはLRIC研究会の議論結果を踏まえ、同様の見直しを反映すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見6 加入光ファイバに係る接続料については、主端末回線部分だけでなく分岐端末回線部分の接続料等も含む接続料全体について、更なる低廉化を図ることが重要。</p>	再意見6	考え方6
<p>○ シェアドアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。 今回、屋内配線工事に係る作業時間の再計測・見直しにより屋内配線工事費の低減化が図られておりますが、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額については、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアドアクセス方式で負担する接続料トータルで更なる低廉化を図っていくことが重要です。 (KDDI)</p> <p>○ 主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料・工事費についても、例えば、光屋内配線加算額算定に用いる平均的な使用年数の見直し、光屋内配線工事費算定に用いる作業</p>	<p>○ 分岐端末回線及び光屋内配線接続料については、乖離額調整の影響により、一時的な増が発生しているものの、乖離額調整前では、毎年コスト削減努力により、一貫して減少傾向にあります。 当社としては、引き続きコスト削減に取り組んでいく考えです。 (NTT東西)</p> <p>○ 光ファイバに係る各種接続料・工事費については、これまでもコスト削減努力により、低廉化に努めてきたところであり、今後とも引き続きコスト削減に努めていく考えです。 なお、光屋内配線加算額算定に用いる使用年数については、平成26年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において「光屋内配線について光ファイバが壁内に收容されるケースが増加し、平均的な利用期間が伸びていることが想定されるとの接続事業者の指摘を踏まえ、NTT東西において、まずは平成26年度中に実態を把</p>	<p>○ 御意見に対する考え方は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方（案）（実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等）」の考え方5、考え方6及び考え方10のとおり。</p>

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
<p>時間の定期的な再計測等により、更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、利用者利便の向上につながると考えます。 (KDDI)</p>	<p>握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。」との考え方が示されているところ、今回、故障修理に係る作業時間調査を行った際に、同時に平均的な使用期間に大きな影響を与えると想定される光屋内配線の配管収容状況についても調査を実施し、その結果については総務省に報告を行っています。来年度以降も配管収容状況について調査を実施していく考えであり、その上で、光屋内配線の配管収容状況に看過できない変化が見られた場合は、平均的な使用期間の見直しの検討に着手する考えです。</p> <p>また、光屋内配線工事費算定に用いる作業時間については、配管収容の有無の構成比変動によって作業時間が変動すると想定されることから、配管収容の有無の構成比については、この比率に大幅な増減が見られなくなるまでの間、毎年度調査する考えです。その結果、今回の調査結果と比較して有意な差が生じた場合には、各年度の接続料に反映する考えです。作業時間そのものの調査については、システム改修や配管の有無といった環境変化が無い項目は作業時間に有意な差は生じていないこと、及び作業時間の再調査には膨大な稼働を要することを勘案し、新たな工法の開発等の環境の変化が生じた場合を除き、5年に1度程度実施する考えです。 (NTT東西)</p>	

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成27年1月19日(月)

3. 実施予定期日

認可後、平成27年4月1日(水)から実施。

4. 概要

平成27年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

II 主な変更内容

1. 概要

NTT東西は、平成26年度から平成28年度までの3年間の加入光ファイバ接続料について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いて算定を行い、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき、平成26年4月9日に総務大臣の認可を受けている。

また、その際、平成25年度における費用と収入について、当初の見込額と実績値との乖離額を平成27年度の接続料原価に加えて接続料を算定すること(いわゆる乖離額調整)についても併せて接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定による総務大臣の許可を受けている。

本件申請は、既に認可を受けている平成27年度の接続料について、平成25年度における見込額と実績値との乖離額に係る乖離額調整を行うこと等により変更しようとするものである

変更申請の概要

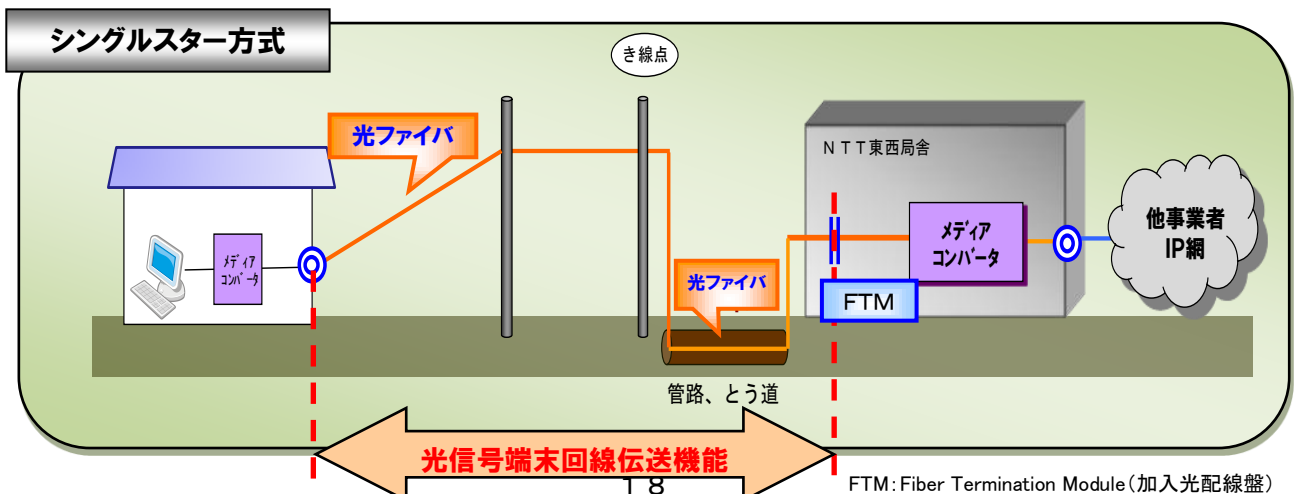
(タイプ1-1)^{※3}

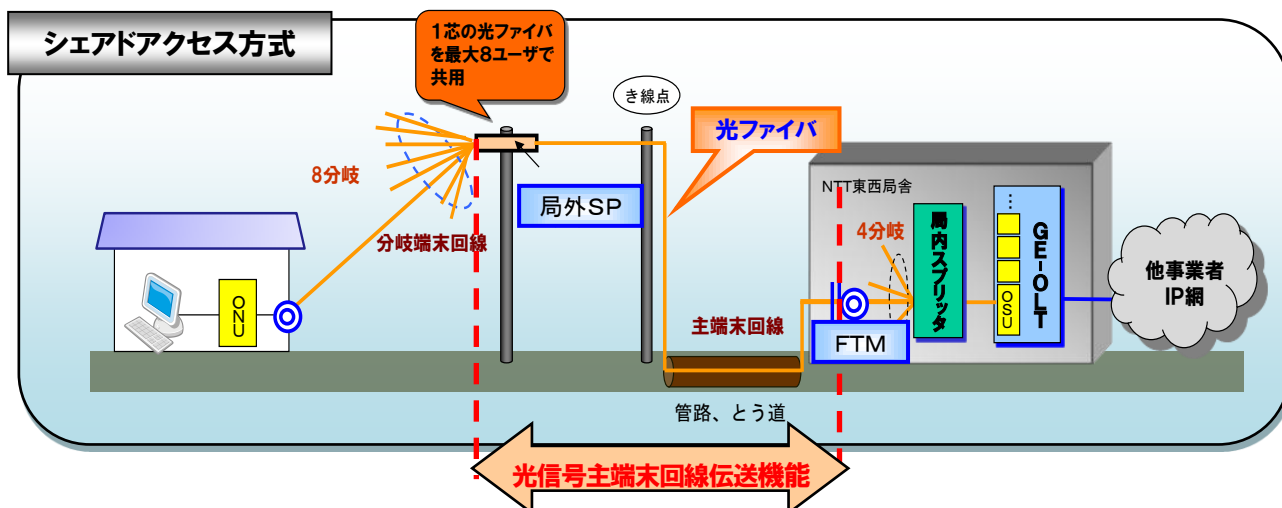
	NTT東日本		NTT西日本	
	(変更申請接続料) 27年度	(認可済接続料) 27年度	(変更申請接続料) 27年度	(認可済接続料) 27年度
シングルスター方式 ^{※1}	3,292 円 (5.7%)	3,115 円	3,353 円 (5.0%)	3,192 円
シェアドアクセス方式 ^{※1※2}	2,930 円 (5.4%)	2,781 円	2,947 円 (4.8%)	2,812 円

※1 括弧内の数字は、平成26年度接続料改定の際に認可された平成27年度接続料に対する増減率。

※2 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の平成27年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成26年度適用接続料(東:81円、西:61円)であり、平成27年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成27年度適用接続料(東:70円、西:54円(現在申請中)))。

※3 平日・昼間帯故障修理の場合。





2. 乖離額調整

接続料規則では、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており(第12条の2第1項)、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

一方、前回接続料算定期間(平成23年度～25年度)における加入光ファイバ接続料の認可の際には、当該接続料を将来原価方式で算定することが認められたことに加え、それを適用した場合に各年度の費用と収入の実績値に乖離が生じたときは、乖離額を翌々年度の接続料原価に算入する乖離額調整を行うことについても併せて接続料規則第3条ただし書の規定により特例的に許可された。

このため、現在の接続料算定期間(平成26年度～28年度)における加入光ファイバ接続料については、その認可をした際に、平成26年度の接続料については平成24年度における乖離額の実績値を調整するとともに、平成27年度の接続料については平成25年度における乖離額を同年度上半期の実績値から下半期を予測して見込値として計算した上で調整することとされた。

本件申請では、平成25年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、認可時に計算した見込額との乖離額を、平成27年度の接続料原価に改めて算入する方法で乖離額を調整することにより、既に認可を受けている接続料を変更することとしている。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
乖離額			H26AC	H27AC	H28AC	H29AC	H30AC	H31AC
		H25年度見込収支に基づき乖離額				次回以降申請		
		乖離額 (見込見込収支と実績収支の差額)	本件補正申請の対象					
			乖離額	乖離額	乖離額	乖離額	乖離額	乖離額
					19			

(1)平成25年度における見込額と実績値との乖離額の算定

上述のとおり、現在の接続料算定期間(平成26年度～28年度)の接続料を認可した際には、平成27年度の接続料について、平成25年度における費用と収入を同年度上半期の実績値から下半期を予測した見込値として計算した上で接続料の算定に用いたが、本件申請では、平成25年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、認可時に計算した見込額との乖離額を、平成27年度の接続料原価に改めて算入する方法で当該乖離額を調整することにより、既に認可を受けている接続料を変更することとしている。

■平成25年度における見込額と実績値との乖離額

		費用	収入	
NTT 東日本	見込額 ^{※1}	1,245 億円	1,200 億円	
	実績値	1,319 億円 ^{※2}	1,199 億円	
	差額	74 億円	▲1 億円	→ 乖離額 : 75 億円
NTT 西日本	見込額 ^{※1}	1,097 億円	1,019 億円	
	実績値	1,138 億円 ^{※2}	1,002 億円	
	差額	42 億円	▲17 億円	→ 乖離額 : 59 億円

※1 平成25年度上半期の実績値から下半期を予測して計算。

※2 NTT 東西ともに PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失 2 億円を含む。

上記のように、NTT東日本においては、平成25年度の収入の実績値は概ね見込額と同水準であったものの、費用に含まれる報酬等の実績値が見込額を上回ったことにより費用の実績値が見込額を上回ったことから、結果として75億円の乖離が生じている。

また、NTT西日本においては、平成25年度の実績需要が予測を下回ったことにより収入の実績値が見込額を下回ったことに加え、NTT東日本と同様、費用に含まれる報酬等の実績値が見込額を上回ったことにより費用の実績値が見込額を上回ったことから、結果として59億円の乖離が生じている。

(2) シングルスター方式に係る接続料の乖離額調整

本件申請では、シングルスター方式に係る平成27年度の接続料原価は、平成25年度における見込額と実績値との乖離額のうち、①NTT 東西の局舎から利用者宅までの区間の加入者回線、②FTM に係るもののみを加算して算定することとされている（NTT東日本:34 億円、NTT西日本:22 億円）。これを平成27年度の予測芯線数で除すことにより、1芯当たりの乖離額は、次のとおり算定されている。

■ 乖離額(シングルスター方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	34 億円	(41 億円)	75 億円
	1 芯当たり乖離額	177 円		
NTT 西日本	乖離額	22 億円	(37 億円)	59 億円
	1 芯当たり乖離額	161 円		

一芯当たり乖離額を算入したシングルスター方式の接続料は以下のとおり。

■ シングルスター方式の接続料^{※1※2}

(タイプ1-1)

	NTT 東日本	NTT 西日本
平成27年度 変更申請接続料	3,292 円	3,353 円
平成27年度 認可済接続料	3,115 円	3,192 円
乖離額 ^{※3}	177 円	161 円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:61 円、西:69 円(平成27年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 平成25年度における見込額と実績値との乖離額。

(3) シェアドアクセス方式に係る接続料の乖離額調整

本件申請では、シェアドアクセス方式に係る平成27年度の接続料原価は、平成25年度における見込額と実績値との乖離額のうち、①NTT 東西の局舎から局外スプリッタまでの区間の加入者回線、②FTM に係るもののみを加算して算定することとされている（NTT東日本:41 億円、NTT西日本 37 億円）。これを平成27年度の予測芯線数で除すことにより、1芯当たりの乖離額は、次のとおり算定されている。

■ 乖離額(シェアドアクセス方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	(34 億円)	41 億円	75 億円
	1 芯当たり乖離額		160 円	
NTT 西日本	乖離額	(22 億円)	37 億円	59 億円
	1 芯当たり乖離額		142 円	

一芯当たり乖離額を算入したシェアドアクセス方式の接続料は以下のとおり。

■ シェアドアクセス方式の接続料^{※1※2}

(タイプ1-1)

	NTT 東日本	NTT 西日本
平成27年度 変更申請接続料	2,930 円	2,947 円
平成27年度 認可済接続料	2,781 円	2,812 円
乖離額 ^{※3}	160 円	142 円
局外スプリッタの前年適用 接続料と今回申請接続料との差額 ^{※2}	▲11 円	▲7 円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(平成27年度認可済接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成26年度適用接続料(東:81円、西:61円)であり、平成27年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成27年度適用接続料(東:70円、西:54円(現在申請中)))。

※3 平成25年度における見込額と実績値との乖離額。

(4) シェアドアクセス方式における複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料(いわゆるエントリーメニュー)の設定

本件申請では、(3)で乖離額調整を行ったシェアドアクセス方式の加入光ファイバ接続料を基に、平成27年度を適用開始時期とするエントリーメニューについても、情報通信行政・郵政行政審議会答申(「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」)を踏まえた算定方法(※)により、次のとおり設定されている。

※ エントリーメニューが適用される芯線のうち、開通から1年に満たないものについては、情郵審同答申を踏まえて算定した割引率に基づき、通常の光信号主端末回線に係る接続料から一定額を低減させた料金が適用される。

開通後3年目のものについては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を3年目に適用される通常メニューに係る接続料に加算した料金が適用される。

■エントリーメニューに係る接続料

(タイプ1-1)

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	H26年度適用開始分	
			NTT東日本	NTT西日本
H27年4月1日から H28年3月31日まで に適用する料金 ^{※1} (接続開始日から1年未満の場合)	2,362円 <+45円 ^{※2} >	2,375円 <+26円 ^{※2} >	2,317円	2,349円
H28年4月1日から H29年3月31日まで に適用する料金 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	H28年度の通常メニュー ^{※3} の接続料と同額(円 ^{※4})	H28年度の通常メニュー ^{※3} の接続料と同額(円 ^{※4})	H27年度の通常メニュー の接続料と同額	
H29年4月1日以降 に適用する料金 ^{※5} (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H29年度の通常メニュー ^{※3} の接続料 ^{※4} + 580円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H29年度の通常メニュー ^{※3} の接続料 ^{※4} + 585円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H28年度の 通常メニュー の接続料 + 502円(1年 目の低減額 及び低減額 に係る利息)	H28年度の 通常メニュー の接続料 + 511円(1年 目の低減額 及び低減額 に係る利息)

※1 乖離額調整後の料金。

※2 昨年度(平成26年度を適用開始時期とする接続料)との比較。

※3 「通常メニュー」とは、エントリーメニュー以外ではない通常の接続料をいう。

※4 適用開始から3年が経過した後は、該当する年度の通常メニューに係る接続料が適用される。

※5 H28年度以降に適用される通常メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

2. メタル回線と光ファイバとの配賦方法の見直しに関する激変緩和措置

NTT 東西は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下「メタル検討会」という。)報告書を受け、施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法に関し、平成24年度に電柱等・土木設備に係る施設保全費等の配賦方法の見直しを、また、平成25年度にはケーブル保守に係る施設保全費の配賦方法の見直しを実施している。平成26年度接続料改定で認可された接続料は、配賦方法見直し後の費用を基に算定されている。

また、メタル検討会報告書では、配賦方法の見直しが加入光ファイバ接続料を大幅に上昇させる効果を有することから、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する等の影響緩和措置を講ずることが提言された。

本件申請に当たっては、平成27年度の接続料について激変緩和措置を行う必要があるため、NTT 東西より接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

3. PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

本件申請においては、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点から、平成25年度の特別損失(※1、2)に計上した環境対策引当金繰入額のうち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの(※3)が、接続料原価に算入されている。本件申請に当たっては、当該特別損失を接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※1 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。接続料規則においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。このため、特別損失を接続料原価に算入するためには、同規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

※2 平成25年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失 NTT東日本:34億円、NTT西日本:61億円

※3 第一種指定設備管理部門の費用として計上した特別損失 NTT東日本:24億円、NTT西日本:40億円

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審査結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	変更事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	変更事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	変更事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号））	—	変更事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号））	—	変更事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号））	—	変更事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号））	—	変更事項なし。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号))	—	変更事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号))	—	変更事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号))	—	変更事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号))	—	変更事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号))	—	変更事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号))	—	変更事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号))	—	変更事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	接続料は接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。なお、乖離額調整、配賦方法の見直しに伴う激変緩和措置及び PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱いについては別記 1～3 のとおり。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. 乖離額調整の扱いについて

接続料規則では、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており(第12条の2第1項)、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者である NTT 東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

一方、本件申請では、平成25年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、現在の接続料算定期間(平成26年度～28年度)における加入光ファイバ接続料の認可時に計算した見込額との乖離額を、平成27年度の接続料原価に改めて算入する方法で乖離額を調整することにより、既に認可を受けている接続料を変更することとしており、当該措置について、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

加入光ファイバ接続料については、既に接続料規則第3条ただし書に基づき接続料規則第12条の2第1項の特例として将来原価方式の乖離額調整が認められているため、本件申請においてもこれを認めることが適当である。

2. 配賦方法見直しに伴う激変緩和措置の扱いについて

接続料規則では、原則として機能ごとに接続料を定めることとされている(第8条第1項)。

一方、本件申請では、メタル回線のコストの在り方に関する検討会報告書(以下「メタル検討会報告書」という。)を受けた施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法の見直しに伴う加入光ファイバ接続料の上昇を緩和するための激変緩和措置が講じられている。当該措置は、加入光ファイバ接続料の原価の一部を控除するものであり機能ごとに接続料の原価を定めることとする接続料規則第8条第1項の例外措置であることから、本件申請に当たっては、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置については、平成26年度及び平成27年度の加入光ファイバ接続料について、激変緩和措置の規模が配賦見直しの影響額の範囲内であること及び配賦見直しの影響により加入光ファイバ接続料の水準が前年度よりも上昇することが確認されており、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

3. PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないものである。接続料規則においては、接続会計の

設備区分別費用明細表に記載された費用を接続料原価とすることが定められているため、特別損失を接続料原価に含めることは原則として認められていない。

一方、本件申請では、PCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失として計上された環境対策引当金繰入額のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を接続料原価に算入する措置がとられており、当該措置について、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

当該措置については、①NTT東西から示された特別損失の内訳資料により、接続料原価に算入された特別損失が第一種指定電気通信設備に係るものであると認められること、②当該特別損失は、PCBが含まれた照明器具用の安定器等のうち通信ビル等に設置されたものを適切に廃棄するために要する費用であり、第一種指定電気通信設備の管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去等）に必要な費用と認められること、③その費用の算定が適切に行われていること等に鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。